

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区役所総務企画部秘書課総合相談係気付
FAX.03-3802-6262
荒川区長 西川太一郎 殿

アニマルウエルフェア連絡会
共同代表
<http://www.dobutu.net>

人と動物との適切な関係づくりなど、施策等執行へのご配慮を有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、「(仮称)荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」を対象にした「区の考え方等」について、下記の疑義に対するご教示をお願いいたします。

「区の考え方等」で、区は『本条例は、えさやりにより、地域の生活環境を不良状態にすることを禁止するものです。えさやりそのものを禁止するものではありません。』としています。

日本国憲法の[地方公共団体の権能]に「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」とされ、また法律では、環境省の告示で、「餌やりの行為がもたらす結果について、好ましくない事態を引き起こさないために、動物愛護と適切な管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。(但し要約)」を指針としています。このため法律の範囲内の条例では、餌やりそのものを違法行為として処罰対象にすると、「違憲立法」と判断されることを避ける区の考え方と思われまます。

荒川区条例で餌やりを原因として禁止される行為「=罰則の対象になる違法行為」を、区は下記のようにペーパー資料などで解説しています。

- (1) 周辺住民の生活環境に係る被害が生じていると認められること。
- (2) 複数の周辺住民からの苦情の申出等により、(1)の被害が周辺住民の間で共通の認識となっていること。

しかし、上記はどちらも「餌やり」から想定される事態と、「餌やり」との因果関係が「違法」と証明された場合の被害や共通認識に限られます。

(1)の「周辺住民の生活環境に係る被害」と「餌やり」の因果関係に係る「生活環境の不良状態」の違法性の証明は民事の分野であり、「行政の民事不介入」を侵します。

(2)では、「周辺住民の生活環境に係る被害」と「餌やり」の因果関係に係る違法性の証明が、例えば万が一なされたとした後に、その違法行為による被害が「周辺住民の間で共通の認識となっている。」場合であっても、違法性の証明がなされる以前の状況においては、「周辺住民の間で共通の認識となっている。」事態が、「餌やり」により、「生活環境を不良状態にする」違法性の証明にはなりません。

また、区が有識者等による審査会に違法性を諮ったところで、法律の範囲内の可罰的違法行為の証明にはなりません。

以上の理由から、

(1) 荒川区条例の可罰的違法行為に対する「法律の範囲内」の罰則中、餌やりを原因とする「周辺住民の生活環境に係る被害」について、行政の民事不介入に基づいた「違法性の証明方法」をご教示ください。

(2) (荒川区条例の【骨子】によると...)「餌やりによる不良状態」の被害の防止や除去の「勧告」等を目的にした、区の職員の「事前の立ち入り調査」を「拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、10万円以下の罰金に処する。」とした「可罰的違法行為」の「違法性の証明方法」を、(1)と同様に「法律の範囲内」で、「行政の民事不介入」に基づきご教示ください。

以上